

新たな計画の基本的考え方（案）に対する意見

「第3章3-(11)離島における定住条件の整備」関連

目次

	頁
島袋委員意見	1 ~ 4
名嘉座委員意見	5
真栄田委員意見	6
山城委員意見	7 ~ 8

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名: 島袋純

所属部会名(離島 部会)

諮問案 頁・行	諮 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等
	「離島」という用語・概念	「小規模島嶼地域」、短縮形で、「小島嶼」へ変更	沖縄本島以外の島々を、本島から遠く離れた島、というイメージでくくること自体に問題がある、という大城肇先生の意見に賛同。単に規模が小さいだけでこれらの島々が世界の中心にさえなれる、…的な発想が必要なのでは。

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

別添様式1

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名:島袋純

所属部会名(離島 部会)

「第3章 3-(11)離島における定住条件の整備」

<p>諮問案 頁・行</p>	<p>諮 問 案</p>	<p>意 見(修 正 案 文)</p>	<p>理 由 等</p>
<p>75頁 11行目 3-(11)-イ 教育・文化</p>	<p>「……複式学級の解消、……」</p>	<p>削除</p>	<p>「複式学級の解消」は、当該市町村及び当該地域の判断に委ねるべき、県が進めるべき問題ではない。公平な機会の保障のために、複式学級において、授業つくる力がさらにアップできる教員の養成と派遣が、県の仕事では。</p>

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名: 島袋純

「第3章 3-(11)離島における定住条件の整備」

所属部会名(離島 部会)

諮問案 頁・行	諮 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等
75頁 18行目 3-(11)-イ 教育・文化	「…公共施設等の解放により、離島における生涯学習機会の確保に加え、住民等が交流する機会の提供に努める」	…努める」につづけて、「さらに公平な高等教育の機会の保障のために、県内大学及び県立大学との連携をもとにICTを活用したサテライト講義の提供やサテライト教室の整備に努める。」	高等教育(短大、大学以上の教育)についても、公平な教育機会の提供あるいはその促進は、公の役割ではないか。以前は、琉球政府立時代、琉球大の分校があつて、それが一定程度考慮されていたと思う。琉球大学教育学部では、すでに石垣市立の小学校及び中学校の空き教室を利用し一種のサテライトとしている。

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名: 島袋純

「第3章 3-(11)離島における定住条件の整備」

所属部会名(離島 部会)

諮問案 頁・行	諮 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等
77頁 上段 3-(11)-エ	「エ 過疎・辺地地域の振興」の段落全部	<p>①「エ 過疎・辺地地域の振興」というタイトルを「過疎・辺地地域の生活環境の整備」に代える。</p> <p>②「過疎地域自立促進特別措置法に基づき」を削除し、「過疎地域自立支援のための国の法や諸制度を活用するとともに該当地域の必要に応じて県独自の支援を図り、」に代える。</p> <p>③「非過疎地域との格差是正を図る。」を削除し、「定住の可能性を高め持続的な発展を促進する」に代える。</p> <p>④「公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進し、、、、生活文化水準の格差是正を図る。」を削除し、「地域の生活のリズムや自然や伝統との関わりを重んじ、その地域独特の豊かな暮らしの成り立ちを支援する。」</p>	<p>全体的に、上から目線、ハードハコモノ至上主義、都市型生活が是で善で先進で、遅れたべき地を格差を是正するのが県の役割というような思い上がり哲学が散見。こちらの「エ」は、次の(12)とのタイトルだけから見ると区別が難しい。「定住」を意識して内容を見ると、74頁の「生活環境基盤」と区別が難しい。よく意図が分からない節であり、単に公共施設(ハコモノ)を格差是正の名目でこれからももっと建てます、という宣言文にしか見えない。離島の生活や環境伝統に対して寄り添った書き方、尊敬する書き方が必要だと思います。</p>

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名:名嘉座 元一

所属部会名(離島過疎地域振興部会)

「3-(11)離島における定住条件の整備」

諮問案 頁・行	諮 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等
p76・4行目 3-(11)-イ 医療・福祉	高齢者・子ども・障害者等に対する	高齢者・子ども・障害者・介護を必要とする者等に対する	介護に対する問題はこれから大きくなると考えられることから
” 6行目 3-(11)-イ 医療・福祉	運営費への補助、サービス提供に…	運営費への補助、サービス提供に…とともにサービス利用者に対する負担軽減等にも取り組む。また拠点施設の利用に当たっては、	福祉サービス利用者に対する視点も必要であると考えられるので。

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

なお、作成の際は、「3-(11)離島における定住条件の整備」、「3-(12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開」、その他部会の所掌事務に関連する分野について、それぞれ別様で作成していただきますようお願いいたします。

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名: 真栄田 義世

所属部会名(離島過疎地域振部会)

諮問案 頁・行	諮 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等
76頁2行 3-(11)-イ 医療・福祉	追加	<p>離島の妊産婦の負担軽減 離島でのお産には無理があるため妊婦は、一ヶ月程前から島を離れ、家族とも別れて、本島・宮古島・石垣島の親類宅並びにホテル等に宿泊し、出産する人も数多くおり、精神的及び経済的な面からも負担軽減が必要である。</p>	
76頁8行 3-(11)-ウ		<p>旅客船の先島航路の早期再開</p>	

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

なお、作成の際は、「3-(11)離島における定住条件の整備」、「3-(12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開」、その他部会の所掌事務に関連する分野について、それぞれ別様で作成していただきますよう願います。

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名:山城 克己

所属部会名(離島過疎地域振興部会)

「第3章 3-(11)離島における定住条件の整備」

諮問案 頁・行	諮 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等
P73 3-(11)-ア	<p>第3章3 (11) ア. 交通・生活コストの低減</p> <p>…「沖縄離島住民移動交付金(仮称)」を活用することにより、船賃及び…</p>	<p>…「沖縄離島住民移動交付金(仮称)」を活用する事により、新造船建造時における補助や、船賃及び…</p>	<p>1: 離島交通航路体制で独自に経営運行が成り立っている補助航路について、経費(運賃、農産生産物、輸送費)などを島民や、利用者が経費負担をしっかりとやっているからであり、離島航路を生活道路と捉えた観点からすれば、道路建築補助があるように、新造船建造に向けた補助や、高速道路運賃割引と同様、利用者に還元する措置は取れないものか。</p>

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

なお、作成の際は、「3-(11)離島における定住条件の整備」、「3-(12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開」、その他部会の所掌事務に関連する分野について、それぞれ別様で作成していただきますようお願いいたします。

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名:山城 克己

所属部会名(離島過疎地域振興部会)

「第3章 3-(11)離島における定住条件の整備」

諮問案 頁・行	諮 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等
P76 3-(11)-イ 医療・福祉	<p>イ. 生活環境基盤の整備及び教育・医療福祉における住民サービスの向上 (医療・福祉)</p> <p>……医師・看護師等医療従事者の確保と資質向上、さらには……</p>	<p>……医師、看護師等医療従事者の確保と資質向上、<u>離島過疎地域における診療所運営費への補助</u>、さらには……</p>	<p>1. 離島医療サービスの確保について 県営で運営されている病院と民間行政で経営がなされている診療所等がありますが、福祉関連の施設運営費の補助と同様、病院経営にも当てはめるべきではないか。 伊江村の診療所を例に上げると、毎年4千万円～5千万円を一般財源から繰入をし、経営を維持しており、離島定住の大きな問題として、病院・診療所があるかないかで大きく左右される</p>

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

なお、作成の際は、「3-(11)離島における定住条件の整備」、「3-(12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開」、その他部会の所掌事務に関連する分野について、それぞれ別様で作成していただきますようお願いいたします。

崎枝ヲリツサ百合香沖繩県振興審議会委員の意見

★提言書整理番号 39、交通コスト低減制度

離島の離島在住の物として交通コストの高さは致命的である。例えば飛行機は決して安くはない離島割引がある。しかし島民の足である船(本土で言えば、電車やバス代わり)は全くの割引が無い。現在は回数券なる物は存在するが、これは観光客でも購入できる。今年は船賃値上げもあり離島住民は更なる負担を強いられているのが現状。通勤で大きな島に行こうと思ってもこの回数券が一番格安である。定期券なるものは無いに等しい。

提案としては、県や自治体が航空運賃並みの3割(離島割引の実績)負担し生活航路を保つのはどうか。離島住民は通院や銀行、買い物の用事で大きな島に渡る訳で決して遊びにしている訳ではない。「娯楽」と「生活」は分けられるべきである。

★提言書整理番号 41、離島の生活コスト低減支援制度

提言書では生活必需品輸送のための航路輸送費を措置するとあるが、同じ島でも値段の格差がかなり大きいのでほかの手段を提案する。

生活必需品専用の金券(昔あったふるさと振興券のようなイメージ)を支給し、住民への直接支援とする方が効果的である。(中間業者の搾取を防ぐ)

★提言書整理番号 42、離島・僻地支援のための教育振興総合対策

・複式学級の解消について

島によっては小規模校が複数ある場合もあり、財政的にも無駄が目立つ。学校の統廃合を県としても推進し、学校の小規模離脱をすすめる必要がある。同じ島であれば皆同じ学校に通えば、人クラスの人数も一定をたもつことができし、人件費の節約にもなる。また島の二分化、地域分割を防ぐ意味もある。

(島の規模によって方針を設定する必要がある) また、余った人件費で高校の無い島へ高校の分校(または職業訓練校など)を設置できないか。これは島を出たくないがために学業を断念する子供もいるためである。

※意見書の文字を拡大したもの。

